

奈良県告示第七十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、平成二十六年八月一日次のとおり遊漁規則を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者		漁業権の免許番号	遊漁規則の施行の日
名称	住所		
五條市漁業協同組合	五條市今井一丁目	奈内共第五十五号	平成二十六年八月一日
吉野漁業協同組合	吉野郡吉野町飯貝	奈内共第五十六号	右同
津風呂湖漁業協同組合	吉野郡吉野町平尾	奈内共第五十七号	右同